

扶養控除等の 判定基準あれこれ

扶 養親族等に該当するかどう
うかについては、その判
定対象者の合計所得金額が38
万円以下という要件をクリア
ーしなければなりません。

38 万円は、その人に分離課
税譲渡所得がある場合に
は特別控除前の所得金額で判
定し、逆に、総合課税譲渡所
得の場合には特別控除後の所
得金額で判定します。青色申
告者である場合の青色申告特
別控除額もその控除後の所得
金額が判定の対象になります。

そ の人に退職所得がある場
合には、退職所得控除額
控除後の金額を2分の1した
退職所得の金額にて判定しま
す。その人に一時所得や総合
課税の長期譲渡所得があると
きは、特別控除額を控除した

後の一時所得や譲渡所得の金
額をさらに2分の1した金額
にて判定します。

分 離課税には申告分離課税
と源泉分離課税がありま
すが、申告分離課税では確定
申告書に所得等の記載がある
ので原則としてそれが判定の
基準となります。ただし、申
告書に反映されていない退職
所得があるときは、これを含
めたところで判定します。

一 方、利子所得等の源泉分
離課税の所得と金額につ
いては、それが38万円を超過
しても扶養控除等の判定に際
してはならないものとなります。
同じく、確定申告を要しない
ものとされるいわゆる申告不
要の配当所得等についても、
それが38万円を超過しても扶

養控除等の判定に際してはな
いものとされます。

も し、扶養親族等の判定対
象者が死亡した場合には
その死亡の時までの所得で判
定しますが、逆にその人が健
在で、扶養者の方が死亡して
しまったようなケースでは、
その死亡時までの所得ではな
く、1年間の見込み所得で判
定することになります。

扶 養親族等の判定対象者が
青色事業専従者である配
偶者その他の親族であるとい
う場合では、38万円基準を持
ち出すまでもなく無条件に扶
養親族等不該当なのですが、
給与の支払いがないというよ
うなケースでは扶養親族等に
該当するとされています。

ち なみに、一夫多妻制の妻の
いる外国人の場合の配
偶者控除については全員が判
定の対象者になります。ただ
し、控除額は38×人数分では
なく、38万円です。

立春の前日は節分です。
立夏、立秋、立冬の前日も
同じ節分ですが、室町時代
当時の新年でもある立春の
前日だけが残りました。
1月に続いて2月も税務
は多忙です。贈与税の申告
が1日から、所得税の確定
申告が16日からそれぞれ始
まります。このところ各税
務署で早期申告を勧奨して
います。特に税還付となる
場合は早い方が得です。
4日立春、18日雨水。



決定をあせってはならない。
一晩眠ればよい知恵が出るものだ。

(ロシアの詩人 プーシキン)

2月の税務メモ

(国 税)

- 贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)
- 1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告

1日より
10日
16日より
28日
々
(地方条例
による)

(地方税)

- 1月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。